Ｈ２５－０３５

平成 25 年度 第 2 回 焼津市環境審議会議事録

1　開催日時　　平成 26 年 3 月 14 日（金） 14：00～15：30

2　開催場所　　焼津市アトレ庁舎　3 階　焼津公民館　会議室 1

3　次　　第

(1) 開会

(2) 環境部長挨拶

(3) 議事

①第 1 次焼津市環境基本計画の取組結果総括について

②第 2 次焼津市環境基本計画の平成 25 年度上半期取組状況について

③志太広域事務組合クリーンセンター整備事業の環境影響評価方法書について

(4) 閉会

4　出 席 者

（委員）

大橋慶士	委員
平井一之	委員
木田文夫	委員
戸嶋光子	委員
福井立子	委員
増田則子	委員
林紘一朗	委員
芹澤辰巳	委員
清水みさ代	委員
簾内常行	委員

（事務局）

河村	環境部長
吉田	環境生活課長
伊藤	廃棄物対策課長
嘉茂	環境管理センター所長
内田	環境政策担当主幹
谷澤	環境保全担当係長

5　議 事 録　　以下のとおり

吉田課長	(1)開会 ・本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより平成 25 年度第 2 回焼津市環境審議会を開催いたします。 ・それでは最初に、環境部長よりご挨拶申し上げます。
河村部長	(2)環境部長挨拶
吉田課長	・続きまして、本審議会の公開について、ご説明させていただきます。 ・本審議会の開催にあたりましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づきまして、会議を傍聴できるものとし、傍聴者用の席を用意してございますが、傍聴の申し込みはございませんでした。 ・また、本日の会議につきましては、後日、市役所のホームページで公開いたしますので、ご了承ください。 ・それでは、これから議事に移りますので、ここからの進行を大橋会長にお願いいたします。
大橋会長	・それでは、只今より第 2 回焼津市環境審議会の議事に入ります。次第に従いまして、順次会議を進めてまいります。会議終了は午後 3 時半頃を予定しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。 (3)議事 ・それでは議事の 1 番、第 1 次焼津市環境基本計画の取組結果総括について、事務局からの説明をお願いします。
内田主幹	・それでは、第 1 次焼津市環境基本計画の取組結果総括について、ご説明いたします。あらかじめ資料を配布させていただいておりましたので、主な点や、捕捉すべき点をご説明させていただきます。 ・1 ページ目の総括についてです。(1)の全体的な評価として、第 2 次計画へ継承するための、第 1 次計画の全体的に見た反省点を挙げてございます。本日お配りした第 1 次の数値目標の達成状況の表を見ていただくと、17 項目中 11 項目において目標を達成している訳ですが、あくまで数値は一つの目安ですので、それだけを目標にしていると錯覚してはいけないと思っております。 ・(2)の分野別の分析につきましては、そこに記載された分野ごとに分析し、反省点や第 2 次への課題などを挙げてございます。 ・特に動植物の保全、自然環境や生活環境の保全といった面で、道路、河川、公園など市役所の工事関係の部署におきまして、自然環境に配慮した工法を取り入れたり、リサイクル品を活用したり、騒音・振動をできるだけ抑えるように工事の発注段階から施工中の監督指示まで気を付けているといったように、環境への配慮と言ったことが十分浸透してきております。その結果、花沢川の

	上流でホタルが再び見られるようになってきたという事例もございます。 ・ごみの減量につきましては、平成 17 年度から各地域に出向き「ごみ減量説明会」を開催し、分別回収や生ごみ処理などの説明をしてきております。その結果、一人当たりの可燃物量の目標は達成しております。今後は、ダンボールコンポストなどを利用した生ごみの家庭内処理を推進するとともに、調査研究を続け、循環型社会の構築に向けてごみ減量施策を推進して参ります。 ・地球温暖化防止につきましては、市役所は平成 22 年度にエコアクション 21 の認証登録をし現在に至っている訳ですが、エコオフィス的な取組みにとどまることなく、市役所の様々な事業に沿って、市役所ならではの取組み、あるいは環境教育的な取組みに活動目標を置くようにシフトし始めております。 ・また、再生可能エネルギー、新エネルギーの導入促進ということでは、住宅用の太陽光発電の設置補助を進めておりますが、その他のエネルギーの導入につきましても、市役所の業務に活用できないか調査・研究を続けております。 ･2 ページ目以降につきましては､環境目標及びその取組みの方向の分野ごとに、目標値の達成状況、計画に掲げた取組項目の実施状況を記載したほか、その取組みの評価と第 2 次基本計画への継承といたしまして、第 2 次基本計画のどの分野に該当していくかを記載しております。 　以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
大橋会長	・説明が終わりました。それでは、何か質問がございますでしょうか。
林委員	・この総括は、このまま公表されるものなのでしょうか、それともこの審議会だけの報告文書なのでしょうか。
内田主幹	・これは、市役所のホームページで公表していこうと考えています。
林委員	・ようするに公文書ということになりますね。それでは改めてご質問いたします。まず､「第 2 次計画へつなげるための全体的な評価」の「数値目標は､」というところで､「その数値目標を達成したからといって､」に続くその後の文章が、随分へりくだった文章になっていきますが、その後を「結果を評価検討して、さらなる目標数値を計画して遂行すること」とか、前向きにとらえて総括したほうが、後にも同じような文章が出てきますので、そのような文章に改めたほうがいいと思います。
大橋会長	・これは案ですか。それとも出来上がってしまったものですか。
内田主幹	・案ということになります。本日いただくご意見を十分参考にさせていただいて修正したものを出していきたいと思います。

平井副会長	・これは第 1 次ですので 24 年度で終わっていて、我々正副会長がちょうど昨年の今頃市長に第 2 次計画の答申をさせていただいて、それが 25 年度の 4 月からスタートして、ということなので、これはあくまで昨年の 3 月末ということですよね。だからもう 25 年度は新しいのに 1 ページの「第 2 次計画へつなげるための全体的な評価」ということですが、もう 2 次がスタートして 1 年近くもたっているということですよね。
河村部長	・本来ですと、もう少し早い時期にこれが出ているべきものでした。
大橋会長	・第 1 次計画における数値目標を基にして第 2 次計画を作ったけれども、総括をまだ行っていなかったという、そんな感じでしょうか。
内田主幹	・前回の審議会の際に、そのようなご指摘をいただきましたので、今回ご報告をさせていただきました。
大橋会長	・この総括は審議会の審議を経た上での総括として公表することになります。審議会できちっと議論がなされたかということになりますので、ぜひ皆さんからのご意見をお願いします。
平井副会長	・(2)の分野別分析のところでも、先ほど林委員がおっしゃいましたが、「必要がある」というのは 2 次につなげていくということですね。
内田主幹	・おっしゃるとおりです。
大橋会長	・むしろ「必要がある」という第三者的な表現よりも、主体が誰であるかということから考えると、「していく」という行動を示す言い方、言い切った言い方の方がいいのではないでしょうか。
木田委員	・「必要がある」というのを省くと、はっきり断言し過ぎて、「検討します」とか「推進する」とかでもいいのでは。たぶん「必要がある」という言葉で、ちょっとなだらかにしたかったのではないでしょうか。
大橋会長	・私は断言するということでいいと思います。エコアクションでいうとＰＤＣＡサイクルを回すということになりますが、評価をして評価をしたままで終わるというのではまずいですからね。
平井副会長	・エコアクションとかＩＳＯでいうと、全体を分析評価して、是正・見直・予防措置を講じて、次に向けて計画して、もう一回アクションを起こしていくと、

	こういう言い方になるので、第 2 次に向けて是正・見直し・予防措置を講じて、第 2 次計画にそれを反映させていくという流れになります。
大橋会長	・他はどうでしょうか。もし他に内容的にいいようでしたら、次の議題に移りたいと思います。 ・次の議題、第 2 次焼津市環境基本計画の平成 25 年度上半期の取組状況について、事務局の説明をお願いします。
内田主幹	・それでは、第 2 次焼津市環境基本計画の平成 25 年度上半期取組状況について、ご説明いたします。なお、上半期と言いましても、本日の段階でご報告できることは報告して参ります。 ・1 ページから 11 ページまでございますが、各ページは、環境目標及び取り組み方針に沿って、各分野の取り組み状況を記載してございます。 ・主な点といたしましては、6 ページの「循環型社会をつくる」の「廃棄物の少ないまち」の取り組みとして、ごみ減量説明会を開催しておりますが、上半期で 25 回開催し、1,978 人の参加となっております。また、今年度から生ごみ処理のダンボールコンポストの販売を開始したほか、藤枝特別支援学校焼津分校に委託し、生徒さんに黒土を利用した生ごみ処理容器を作成してもらい、モニターを募集して生ごみ処理を実施してもらうこととしております。 ・8 ページの「低炭素社会をつくる」の「エネルギーを有効利用するまち」の取組みとして、今年度、石津保育園、小川公民館の建て替えに合わせて、太陽光発電を設置しております。また、市内全域の地域の防犯灯をすべて蛍光灯からＬＥＤに更新することとし、来年度に向けて実施しております。 ・10 ページの「総合的に取り組みを進める」の「環境を知り・学び・活動するまち」の取組みといたしましては、今年度より新規事業として、昨年の 9 月から「環境活動リーダー育成研修会」をスタートしました。全 10 回の研修会を経て昨日、20 名の「環境活動リーダー第 1 期生」の皆さんが誕生いたしました。今後は、出前講座の講師を務めていただいたり、環境に関する啓発展示への協力や消費生活展の出展ブースでの協力をしていただく他、環境市民会議の委員を兼ねていただき、年 2 回ほど意見交換会などを開催していく予定でおります。 　このほか、第 2 次基本計画の第 6 章「推進システム」の中で「取り組みの輪を広げるしくみ」として挙げられている「環境活動登録制度」につきまして、今年度に検討を進めて参りまして、平成 26 年度 4 月から「焼津市環境保全活動団体登録制度」として実施することとなりました。この制度は、市内で環境保全活動を実施する市民・事業所・団体などを、申請に基づいて市が審査し、登録がオッケーとなれば認定証を交付します。市はこの団体などの皆さんの活動を広く市民に紹介して、第 2 次基本計画の推進を図るとともに、団体等が実施する活動を推進しその取組みの輪を広げることを目的としております。今後、広報やいづ 4 月 1 日号や市役所のホームページでお知らせし、登録の募集をし

	ていくほか、新聞等にも告知の協力をお願いしていく予定です。 以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
大橋会長	・事務局から説明がございましたが、これについて何かご質問等はございますでしょうか。
林委員	・7 ページの環境課題のところに清掃工場のことがありますが、高柳から仮宿の方に移転するという計画はどこまで進んでいるのでしょうか。以前、志太広域の会議では地元の方はあまりいい感触ではなかったですね。反対のような一般的にありうるその典型的な状況で、最後は収拾がつかなくて、その当時の当番の藤枝市の課長さんが、何とか収める格好で終わっています。機械、焼却設備とかの選定は、今使っているような形のものにしようという方向性のようにはなっていますが、うまく 1、2 年で決着するものなのか、平成 12 年度くらいからずっとやってきているわけですよね。
大橋会長	・この件については、次第の「その他」のところで、事務局から説明があるようです。
戸嶋委員	・子供たちが外へ出ての体験学習をしたときに、「子供たちの将来につながる夢がない」と、小学生のご父兄の方から聞きました。子供たちがこの地区に残って仕事をしていこうと思えるような、子供たちが夢を持てるようなことが、「取り組みの輪を広げるしくみ」というところで、環境教育の中でも配慮していただけることがあればと感じています。
吉田課長	・今、市役所ではエコアクション 21 を取得して一生懸命取り組んでいます。その対象範囲が今までは市役所の事務部門だけでしたが、平成 26 年度から市内の全小中学校を対象範囲とするよう進めています。そういった中で、各学校の先生方にお願いしていますが、各学校のカリキュラムの中で、そういった環境の部分を取り入れてやっていただけないかとお話をさせていただいております。夢のところまで行くかわかりませんが、環境教育をやっていただくようなシステムが構築できればと準備を進めている最中です。
大橋会長	・これは「キャリア教育」ということになります。小さい時から夢とか希望とか、将来の職業に結び付くというものが、文部科学省の中でもちゃんと入っています。将来的な職業観とか勤労観を養うといって、細かく入っています。ところが静岡県は全国的に見てキャリア教育があまり進んでいません。やっと今県教育委員会が推進するということで発表を出しました。学校教育の中で浸透してくると様々な職業が世の中にあって、「例えば環境についてはこういう仕事があるよ」と教えられれば、直接結びついてくると思います。

木田委員	・私も環境活動リーダー研修会に参加して勉強させていただき、昨日修了した20人のうちの1人です。非常に積極的な方が集まっていまして、子供たちが自然に出て、地元を大切にする気持ちとは何か、という話を聞いて非常にいいなあと思ったことが二つあって、一つは「自然に出て、自然に触れて、自然から帰ってくる気持ちを子供が受け取る」ということです。市でも朝比奈川の水生生物教室とかいろいろ行われていますけれども、そういう自然から感動を得るということと、もう一つは、学校教育とかなんかで、子供自身が自分の手で作物を作り、料理し、先ほどのキャリア教育の一つになるのかもしれませんけれども、地元のものは安全にできているとかを知り、地産池消にも結び付けて、環境活動リーダーも一緒になって活動できたら、より地域の活性化につながるのではないかと感じました。
内田主幹	・今おっしゃったようなことを現状でも実施しておりまして、農政課では農業体験教室といって、お米を作ろう、野菜を作ろうということを子供たちと一緒にやっています。公民活動でも、農業体験をやっていたり、東益津の「やきつべの会」などは、地域の子供と大人が一緒に活動をして、そこで職業を学ぶということや、地産池消に結び付くこと、地域の良さを知るといったことが行われています。当課でも朝比奈川の水生生物教室などを実施しておりますが、周知に力を入れて大勢参加していただけるようにしていきたいと思います。
福井委員	・環境はものすごくジャンルが広いものですから、もっと他の課と合流して活動を広げていただきたいと思います。例えば農政課と環境生活課が一緒にやれば、環境活動リーダーも一緒にやれるようになるでしょうし、公園の担当課ともできると思います。 ・子供対象の募集が多く、例えば自然観察会なども子供とその親というように対象を限定されることがたくさんあります。一般市民の手がすいている人、暇のある人が出ていく場がないという意見もあります。あまり対象を限定せず、幅の広い呼びかけを考えていただけないか日頃感じています。
大橋会長	・市町の縦割り行政ということで、横のつながりが難しい面があります。例えばプロジェクト的にできないかとか、でもなかなかそこまでは進めないという問題があると思います。事務局の意見はどうでしょうか。
吉田課長	・環境生活課自体が、こういった事業をやるにあたっては、人数が非常に限られてしまっているという状況にあります。その割に業務が去年あたりから増えています。そういった中で、人事にも人員増をお願いしていますが、うちの部署でできる範囲で、農政課や都市基盤部などと協議し、広くできるものがあれば取り入れていくようにしたいと思います。

	・例えばこういう事業をやろうといった場合に、担当部署だけでなく市の関係部署を全部集めて、副市長が中心になって施策調整会議を開き、新しい事業などを進めるようにしています。その場合には、そこに出席した各部署が当然協力してやっていくことになります。そういったことがだんだん広がっていけば、市役所全体がお互いに協力してという状況に近づいていくと思います。
林委員	・8 ページの省エネルギーのところの、市道等の道路照明灯のＬＥＤ化を推進するという中で、商店街の補助事業で設置された水銀灯のＬＥＤ化は、商工課とかと調整は進んでいるのでしょうか。
吉田課長	・今うちの課で環境省と直接補助金などの話をさせていただいていますが、そういった中で、商工会議所だけに限らず、一般企業も含めて補助事業の紹介をさせていただいて、ＬＥＤとか高効率の省エネ機器に更新をしてもらえないかとかお願いはしております。市役所の中の商工課にも話し、連携はとっているつもりでおります。
林委員	・スタートが、商店街の再開発というか、活性化の補助事業で水銀灯を付けたものです。駅前もそうですし、神武通りもそうです。前にも話をしたことがありますが、この会で話したかは忘れましたが、すごい電気料がかかりますので、ＬＥＤにしたほうがいいよと、なおかつ冷静な行動を起こさせるには青色の方がいいとか、そこまで具体的にやったら相当違うと話をしたんです。 ・いろいろ部署が違うために、聞いてはもらえますが、ここには載っていないので、たぶん管轄が違うからということなのか、あるいは市道ということで全部含めたものなのか。
吉田課長	・ここに出てきていることは、各部署にどういったことをやっているか照会をかけて、帰ってきた答えを挙げています。ここにないということは、そういったことはまだ実施していないということになろうかと思います。 ・それと例えば国庫補助を受けている場合、水銀灯はどれくらいかわかりませんが耐用年数が過ぎていないと別の補助金は受けられず、返還の問題も出てくる可能性があります。そういった部分もあろうかと思います。 ・環境省の補助事業の情報なども全庁的に流すようにしておりまして、後で知らなかったということにならないように気を付けています。
戸嶋委員	・「波力や風力など、焼津市の特性を活かした再生可能エネルギーの導入の研究」とありますが、焼津市ではどれくらい進んでいますか。
内田主幹	・記載してありますように、新聞記事やインターネット、他の事例などの情報を収集している状況で、具体的に何か事業が動いているという状況ではありま

	せん。
戸嶋委員	・焼津市の特性を活かしたこういうものはどうでしょう、といった進言はどこへ言ったらいいでしょうか。
内田主幹	・環境生活課になります。
増田委員	・6 ページの循環型社会の廃棄物のところですが、資源を再使用・再利用するというところで、今はダンボールコンポストを販売しておられて、以前は発泡スチロールの家庭内で生ごみ処理をできるものを配布していただいてたかと思いますが、発泡スチロールの時には、外に置かざるを得ないとか、マンションのベランダに置かざるを得ないということから、どうしても水が入ってしまったりするので長続きしないという意見がありました。今度のダンボールコンポストについても、水の問題とか、夏には虫がわくとか問題があると思いますが、販売した後に、どのように活用されているかとか、以前もそうなんですが、アフターフォローとか、広報活動とかを考えていただけたら、市民も使いやすいし、増えていくのではと思います。
伊藤課長	・ダンボールコンポストについては、取扱説明書がカラーで非常にわかりやすく書かれています。虫がわかないようにするにはどうしたらいいかとか、次にこんなトラブルがあったらどうしたらいいかとか、詳しく説明されています。恐らく今までの発泡スチロールの時は、Ａ４版の 1 枚だけのものであまり情報が載っていなかったと思います。私も今ダンボールコンポストを使っていますが、虫がわかない工夫がかなりされています。今のところ上半期で 373 個、現段階で 600 個を販売していて、うまくいかないという電話が入るかと思ったのですが、今のところほとんどありません。 ・今、廃棄物対策課ではダンボールコンポストに限らず、各家庭に合ったいろいろな方法を示し、合ったものを使っていただけるようお願いしています。 ・ダンボールコンポストについては、焼津市だけでなく富士市などもやっていますので、いろいろな情報をもらいながらやっています。何人かの方にモニターになっていただいて、アンケートを取りながらやっていますので、ホームページなどで、もし困った時にはどうしたらいいかなどもお知らせしていきます。
増田委員	・今まで自分で作ったものでやってきて、何度も作り直したりしてきたものですから、今回買っていないので、ダンボールの保存性とかが気になって、フォローもどうなっているのかと思って質問させていただきました。
伊藤課長	・ダンボールコンポストについては外では使えません。家の中で手軽に使えますのでよろしかったらお使いください。ただ小さな子供がいると、いたずらし

	て倒したりとか心配な面もあります。
福井委員	・富士市から「だっくす食ん太くん」のアンケートをいただきまして、1、2 か月前に提出しました。それには焼津市も一緒に何とかって書いてあったものですから、焼津市も関係したアンケートなのか、それとも富士市だけのアンケートだったのでしょうか。
伊藤課長	・富士、富士宮、三島と焼津の 4 市で研究会を設けて一緒にやっていますので、基本的には、ばらばらにやっても最後には一つにまとめるものと思います。
福井委員	・アンケート結果がまとまれば、報告をいただけるのでしょうか。
伊藤課長	・出来上がればまた皆さんにフィードバックできるようにしたいと思います。
大橋会長	・その他に意見はありますでしょうか。ないようでしたら次に、その他ということで、クリーンセンターの整備の環境影響評価方法書の件について、事務局から説明があるということですのでお願いします。
吉田課長	・それでは新たな清掃工場、仮称クリーンセンター整備に係る環境影響評価方法書について、ご説明させていただきます。焼津市はクリーンセンター建設の地元ではありませんので、直接環境影響評価をやるということではありません。ただ、2 市で共同運営する清掃工場ということから、あくまでも関係市ということで、藤枝市から環境影響評価方法書の送付を受けました。 ・クリーンセンター整備に係る環境影響評価方法書のあらましの 1 ページをご覧ください。現在、焼津市、藤枝市及び志太広域事務組合は、現在稼働中の高柳清掃工場、一色清掃工場及びリサイクルセンターの 3 施設の老朽化に対応するため、また循環型の施設にしたいということで、クリーンセンター整備計画を進めさせていただいております。 ・クリーンセンターは、現在稼働中の 3 施設の機能を集約した基幹的な施設を計画し、施設整備にあたっては、環境保全と安全性を第一に、廃棄物の循環的利用や環境負荷の低減、熱エネルギーの有効利用、周辺環境に配慮した地域共生型の施設を目指しています。 ・事業の概要ですが、事業者は志太広域事務組合で、予定地は 9 ページの地図をご覧ください。第 2 東名藤枝岡部ＩＣと国道 1 号線広幡ＩＣの中間に位置します、藤枝市仮宿、高田地区にまたがる静岡大学の藤枝フィールドの一部及び周辺地域です。あらましの 1 ページに戻りますが、計画面積は概ね 2.5ha、施設の規模は、燃やすごみ処理施設が日量 230ｔ、日量 115ｔの焼却炉を 2 炉ということで計画されております。それから資源ごみ処理施設は日量 5ｔの計画になっております。これらの数字につきましては、焼津市と藤枝市と志太広域事務組

	合で策定いたしました一般廃棄物処理基本計画の推計値を使用させていただいております。 ・搬入ルートは、国道１号藤枝バイパスロングランプ側道から今後整備が予定されております藤枝市の市道仮宿高田線を利用するルートを基本とします。 ・今回行われる環境影響評価ですが、整備事業を志太広域事務組合で実施しますけれども、都市計画決定権者が藤枝市ということになりますので、環境影響評価は藤枝市が実施いたします。焼津市の立場は、調査の範囲に旧岡部町との境の地域が一部入るということと、ごみを共同処理しているという立場で関係市となることから、環境影響評価方法書を藤枝市が送ってきた、ということになります。また手続きの中で、県知事から関係市の意見を求められることになります。 ・次に静岡県における環境アセスメントの資料をお願いします。環境影響評価法、通称環境アセスメントといわれています。こちらの概要ですが、開発事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、予め調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、国民、地方自治体などから意見を聴いて、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうというものであります。 ・裏面の環境アセスメント制度の対象事業一覧表をご覧ください。環境影響評価法と静岡県環境影響評価条例の 2 つによって規定されている部分になります。 ・クリーンセンターの環境影響評価は、県の条例に基づき実施されます。条例では、廃棄物処理施設の建設で、ごみ焼却施設の処理能力 1 日 200ｔ以上、県の条例の第 1 種事業ということになります。 ・条例に基づく環境アセスメントの手続きの流れをご覧ください。今回の方法書に係る手続きにつきましては、上から 2 つ目の枠になります。条例の対象事業を実施しようとする事業者は、環境影響評価の項目及び調査、予測、評価の手法について環境影響評価方法書と要約書を作成して、県知事及び関係市町の長に送付し、作成した旨の公告をいたします。公告の日の翌日から起算して 1 ヶ月間、住民等に方法書を縦覧します。それから縦覧期間内に、方法書説明会の開催日の１週間前までに公告して方法書説明会を開催します。住民等は縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に意見書を提出することができます。 ・今回の場合は、環境影響評価を藤枝市が実施しますので藤枝市に意見書を提出することになります。縦覧期間は平成 26 年 3 月 11 日の火曜日から 4 月 10 日の木曜日までで、時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分。縦覧場所は志太広域事務組合計画課、藤枝市役所環境政策課、広幡公民館、葉梨公民館、焼津市役所の廃棄物対策課の計 5 か所で縦覧が可能です。意見書の提出は 3 月 11 日から 4 月 24 日までの間に藤枝市環境政策課に提出できます。説明会は 3 月 21 日の金曜日、午後７時から藤枝市岡部支所で開催されます。 ・もう一度県の手続きの流れをご覧ください。事業者は、意見書の提出があっ

	た場合は、意見書の写し、意見の概要を記載した書類を県知事及び関係市の長に送付します。また、意見がなかった場合は、その旨を記載した書類を送付します。意見があった場合、県知事は、意見書に関する書類を受けたときは、それを公表し、関係市町の長及び静岡県環境影響評価審査会に意見を聴き、環境の保全の見地から 90 日以内に事業者に意見を述べ、市町の長に書面の写しを送付するということになります。 ・事業者は、その意見を踏まえて具体的な環境影響調査項目等を定めた調査実施計画書を作成し、県知事及び関係市町の長に送付します。県知事は、調査実施計画書を受けたときは、公表します。事業者は、調査実施計画書に基づき環境影響評価を実施することになります。今回の方法書に関する手続きについては、ここまでの流れとなります。 ・この後はここで終わるわけではなく、準備書に係る手続き、それから評価書に係る手続き、事後調査計画書に係る手続き、事後調査報告書に係る手続き、というこれらの手続きを全部終了しまして、環境アセスメントが無事終わるという流れになります。今回は環境影響評価の出発点ということで、ここまで進んできたという状況です。 ・また県の資料の一番裏側、最後のところですが、環境アセスメントの対象となる項目はどんなものかということになりますが、まず大気環境は、大気汚染、騒音、振動、低周波音、悪臭、局地風などが挙げられています。水環境は、水質汚染、底質汚染、地下水汚染などが挙げられています。あとは、土壌汚染のほか、地形・地質は、土地の安定性、地盤沈下、地下水の変化、河川・海況の変化、土壌土砂の流失堆積、貴重な地形地質、そういったものが挙げられています。植物・動物については、その物自体の調査と、生態系の調査があります。その他にも、日照阻害、電波障害、地球環境、廃棄物、人と自然とのふれあい活動の場、文化財、景観、光害、地域交通、電磁波などが項目として県の条例ではあげられています。 ・当然許認可の部分が出てきますが、環境影響評価を実施した場合には、県知事が許可を出すことになると思います。対象事業については、環境影響評価書の内容を配慮して許認可を行うことになります。 ・それから、住民などが意見書を提出する機会ですけれども、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書に対して、事業予定地とか周辺環境について意見を持つ人はどなたでも、意見を文書にして述べることができます。 ・あとは地元説明会といったものが開催されるということになるほか、県の方で必要に応じて公聴会を開くことができます。 ・以上、環境影響評価について、簡単ですけれども説明をさせていただきました。今回、焼津市も関係していますので、この環境審議会で報告をさせていただきましたが、今後、焼津市も関係市として県から意見を求められるという形になると思いますので、もし委員の皆様が藤枝市に意見を提出するようであれば、できましたら、焼津市にもコピーで結構ですので、一緒にいただければと

	思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。
大橋会長	・今回は、実施しますという報告だけということでよろしいですか。
吉田課長	・はい。焼津市と藤枝市が共同でやるようであれば、審議会に諮ってちゃんとご意見をいただいて進めなければならないと思いますが、今回は焼津市が共同で実施できるというものではありませんので、藤枝市がこういうことをやってくれますという報告だけにさせていただきました。
大橋会長	・それでは、今回は今の説明の中で何かわからないことがあったらお願いします。
福井委員	・事業スケジュールがありますが、環境アセスメントが始まって、今の段階では実際にどんなものを入れるとかは未定であるということでよろしい訳ですね。今から検討して、大体このスケジュールで進むということですね。
河村部長	・アセス 3 年、建設 4 年。アセスが始まるとそこから大体 7 年くらいかかると一般的に言われています。
福井委員	・また建設の時には一般にも情報は出てくるんですよね。
河村部長	・出すようになると思います。
大橋会長	・その他にはどうでしょうか。その他にはないようですので、以上をもちまして本日の議事を終了し､平成 25 年度第 2 回焼津市環境審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。事務局からは何かありますか。
吉田課長	・貴重な意見をいただきましたので、第 2 次基本計画に反映させて推進していきたいと思います。次回の開催ですが、大体 7 月中旬くらいを予定したいと思います。時期が近付いてまいりましたら皆様にご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。